

学位論文における評価の考え方（2024 年度以降入学生）

保健学専攻博士後期課程

博士論文の評価基準

1. 基本要件

- (1) 博士論文は、学位を申請する者が、本大学院保健学研究科博士後期課程ディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を備えていることを示す十分な学術的価値と高い独創性を有するものであること。
- (2) 博士論文は、申請者自身の単著とし、他人の論文ないし研究発表内容を侵害する内容を含んでいないこと。
- (3) 博士論文は、著作権、肖像権その他の本人以外の権利を侵害していないこと。
- (4) 博士論文は、必要に応じて「医学研究倫理審査委員会」「組換え DNA 実験安全委員会」「動物実験委員会」等の承認を得て適正に行われた研究に基づき作成されたものであること。

2. 論文の構成

博士論文は、以下の要件を満たす構成とする。

- (1) 論文の題目が適切であること。
- (2) 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。
- (3) 目的に沿った研究方法が記述されていること。
- (4) 結果が図表等を用いて適切に示されていること。
- (5) 考察が結果に基づいて適切に導き出されていること。
- (6) 目的に対応した結論が適切に導き出されていること。
- (7) 文献引用等が適切になされていること。
- (8) 前項までの内容が、適切な章立てにより不足なく含まれていること。

3. 内容

博士論文の内容は、以下の項目について評価する。

- (1) 専攻分野において国際水準での十分な学術的価値を有すること。
学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、新しい分析方法や理論の構築・展開、新しい学問的解釈や概念の創出など、当該分野における学術研究の発展に貢献をなすものを指す。
- (2) テーマの選択、ならびにそのテーマに即した研究方法の選択が、先行研究を着実に踏まえて行われており、かつ高い独創性を有するものであること。
- (3) 選択したテーマと研究方法に従ってデータなどを的確に収集・処理していること。
- (4) 研究のプロセスに関して詳細に記載されていること。
- (5) 個々の図や表のデータの分析と解釈が詳細に記載されていること。
- (6) 論理的に一貫した構成と内容を有しており、高いレベルで完結性を有すること。
- (7) (1) から (6) までの項目に加えて、特筆すべき内容があれば、それも評価の対象とする。